

ちくほう 労働者支援だより

日曜労働相談会のご案内

解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談をお受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料



【日時】 令和5年11月19日(日)
10:00~18:00まで (受付は17:30まで)

【場所】 福岡県筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電話】 0948-22-1149

◎予約優先 (予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。

秘密厳守



出張労働相談のご案内

下記のとおり労働問題相談会を開催します。

働く上での悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

※相談は無料ですが、前日12時までに予約が必要です。秘密厳守！

【お申し込み先】筑豊労働者支援事務所 0948-22-1149



市町村名	開催日時		会場
宮若市	11月13日(月)	13:30~16:00	宮若市中央公民館1階 第1会議室
鞍手町	11月14日(火)	13:30~16:00	総合福祉センターくらの郷 相談室
小竹町	11月15日(水)	13:30~16:00	小竹町役場2階 大会議室
桂川町	11月16日(木)	13:30~16:00	住民センター2階 会議室
香春町	11月17日(金)	13:30~16:00	香春町役場1階 第2会議室
添田町	11月27日(月)	13:30~16:00	添田町役場 会議室
糸田町	11月28日(火)	13:30~16:00	糸田町役場住民センター2階 第4研修室
大任町	11月30日(木)	13:30~16:00	大任町役場2階 研修室
赤村	12月1日(金)	13:30~16:00	赤村役場 和室1・2
福智町	12月4日(月)	13:30~16:00	福智町役場 2階 会議室
川崎町	12月5日(火)	13:30~16:00	川崎町コミュニティセンター2階 研修室3




※飯塚市、嘉麻市、直方市、田川市については、別途出張相談を実施しております。次ページをご参照下さい。

福岡県の最低賃金は、

令和5年10月6日から 1時間 **941円** に改定されました。

(令和5年10月5日までは1時間900円)

- 福岡県内の事業場の使用者は、この最低賃金以上の賃金を労働者（正社員のみでなく、臨時、パート、アルバイト、派遣等すべての労働者）に支払わなければなりません。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 日給の場合は【日給÷1日の所定労働時間】、
月給の場合は【月給÷1箇月平均の所定労働時間】で金額を比較してください。
- 特定の産業には別途、特定最低賃金が定められています。（※12～1月頃改定予定）
〔製鉄業等、電子部品等製造業等、輸送用機械器具製造業、百貨店・総合スーパー、自動車(新車)小売業
※18歳未満又は65歳以上の方、雇用後一定期間未満の技能習得中の方、産業に特有の軽易な業務に従事する方は除きます。〕
- 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室（電話：092-411-4578）または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。最低賃金特設サイトもあります。

最低賃金特設サイト | 検索



労働相談（無料）のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けし、助言や情報提供等を行うことで自主的な解決が図られるよう支援しています。

お気軽にご利用ください。

※労働者・使用者どちらからの相談もお受けいたします。

ご相談や出張相談の予約
はこちらにお電話ください

☎ 0948(22)1149



区分	日時	会場
通常相談 (来所・電話)	平日 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
夜間電話相談	毎週水曜日 17時15分～20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp
職場の悩み相談 (女性対象)	毎月第1水曜日 10時～12時 (前日12時までに要予約)	イイツカコミュニティセンター (飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」)
出張相談	毎月第3火曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等



福岡県筑豊労働者支援事務所からのご提案です。

働き方改革、
はじめませんか？

よかばい・かえるばい企業 参加募集中!!

「よかばい・かえるばい企業」とは「魅力ある職場づくり」を目指して
働き方を見直すための取組を宣言し、実行する福岡県内の企業様です。



「よかばい」は、
「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と
「良い【=よか】(good)」という意味です。

Good!



Change!

「かえるばい」は、
「定時退社【=かえる】して残業を削減する」と
「変える【かえる】(change)」という意味です。



宣言するメリットは？

- ▶ 魅力ある職場づくりに役立つ助成金、セミナー、相談会等の情報をメールでお知らせします。
☞ 有益な最新情報をGet!
- ▶ ハローワーク求人票に「働き方改革に取り組む企業」としてPRできます。
☞ 求職者にイメージアップ!
- ▶ 「ふくおか県政推進サポート資金」の融資対象です。
☞ 県の推進施策へ参画する中小企業への事業資金の融資です。
- ▶ 県の競争入札参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象です。
☞ 「5 雇用拡大」と「36 働き方改革の推進」が対象。他にも要件があります。… etc.

もちろん、御社の皆様の笑顔が、一番のメリットです!

宣言の例としては・・・

- 年次有給休暇を取りやすい職場にします!
- 業務効率化を図り、時間外労働を削減します!
- 子育て、介護をしながら働き続けられる職場にします!
- コミュニケーションを深め笑顔で成長できる職場にします!



詳細、参加申込は右下のQRコード、
または、

働き方かえるばい 検索



登録・参加を
お待ちしております



御社にご説明にもお伺いします。
福岡県筑豊労働者支援事務所
山下・大塚 までお電話を。
TEL : 0948-22-1149



～ 働くときの基礎知識 ～

トラブルになっていませんか？

☆仕事を辞めるとき、辞めさせられるとき☆

★労働契約の終了

合意解約、辞職、解雇、定年退職等、労働契約の終了の形態は様々あります。
また、期間の定めのある労働契約（有期契約）は、原則として期間の満了によって終了となります。

労働者と会社の合意による契約終了であれば問題はないですが、退職を申し出たのに退職届を受理されない、解雇された、など退職に関するトラブルも多く存在します。

仕事を辞めるとき

○無期労働契約の場合

労働者からの意思表示によって労働契約を終了することができます。

基本的には、労働者が会社に退職を申し出て14日を経過すれば、労働契約は解除されます（民法627条）。

しかし、退職の申し出が就業規則等で定められている場合には、その規則により退職することが望ましいです。

なお、労働者と会社が同意して労働契約を終了することを合意解約といい、この場合は、直ぐにでも退職が可能です。

○有期労働契約の場合（契約期間満了）

原則として、契約期間が満了するまでは退職することはできませんが、やむを得ない事情がある場合は中途解約もできます。

仕事を辞めさせられるとき

会社からの申し出による一方的な労働契約の終了を「解雇」と言います。

倒産・事業縮小による整理解雇や懲戒処分によるものもこれに含まれますが、解雇成立には法律の制限があります。

解雇には、解雇に至る正当な事由が必要であり、これが認められない場合は、その解雇は無効とされます（労働契約法16条）。

会社の都合だけで勝手に辞めさせることはできません



自分の意思による退職でない場合は、退職届を出す必要はありません！

労働契約の内容や個別事情によって、個々の判断となります。

いずれにしても、迷ったとき・困ったときは即答せずに、是非ご相談ください！！

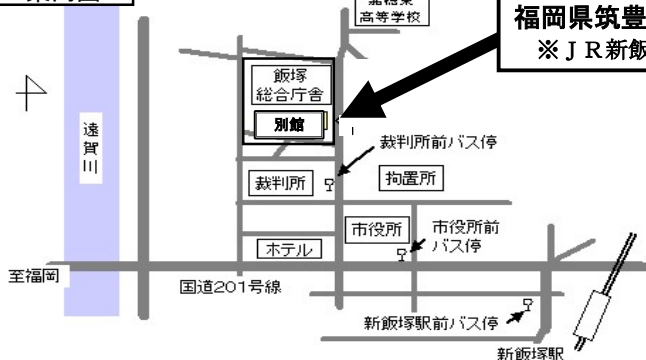
令和5年度労働教育講座・労働経営セミナー開催！

労働問題の講座、セミナーです。
詳細は、後日福岡県庁ホームページでお知らせします

令和5年12月12日（火） 場所 飯塚市役所
18:30～20:00
労働教育講座（労働者対象）
15:00～17:00
労働経営セミナー（経営者・人事労務担当者対象）

速報

案内図



福岡県筑豊労働者支援事務所（飯塚総合庁舎別館2階）
※JR新飯塚駅から約800メートル（徒歩約15分）

編集・発行

令和5年10月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所
〒820-0004飯塚市新立岩8番1号
福岡県飯塚総合庁舎別館 2階
TEL: 0948-22-1149
FAX: 0948-22-4118

